相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県那珂郡東海村大字白方五三八番地二、最後の住所茨城県那珂郡東海村大字村松三一九三番地一〇　被相続人　亡　澤畠　俊光

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年六月十日

事務所茨城県水戸市南町一丁目三番二七号　相続財産管理人　弁護士　安　徹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県小山市本郷町一丁目八番、最後の住所栃木県小山市本郷町一丁目八番七号　被相続人　亡　荒川　廣光

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年六月十日

栃木県栃木市片柳町二丁目二番六一号　相続財産管理人　須黒　成好

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都八王子市長房町三三番地一、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　宮岡　史江

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年六月十日

東京都日野市多摩平一丁目一一番地の四　たくり法律事務所　相続財産管理人　弁護士　山本　英司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都葛飾区お花茶屋二丁目四一八番地、最後の住所東京都葛飾区お花茶屋二丁目一五番四号　被相続人　亡　金子登喜江

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年六月十日

事務所東京都港区赤坂四丁目七番一五号陽栄光和ビル五階光和総合法律事務所　相続財産管理人　弁護士　鈴木　みき

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍名古屋市昭和区滝川町二六番地の一、最後の住所名古屋市昭和区滝川町二六番地の一杁中スカイタウンB棟五一三号　被相続人　亡　長芝　ルミ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年六月十日

名古屋市東区東片端町二七番地司法書士大崎晴由事務所　相続財産管理人　大崎　晴由

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都市東山区福稲御所ノ内町三四番地の一、最後の住所京都市東山区福稲御所ノ内町三四番地の一ハイム福稲B棟一一八号　被相続人　亡　中川三津彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年六月十日

京都市中京区丸太町通烏丸東入光り堂町四二〇　KS京都インペリアルビル二階豊田法律事務所　相続財産管理人　豊田　和宏

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府豊中市玉井町二丁目一六番地、最後の住所大阪府豊中市稲津町二丁目九番二〇号　被相続人　亡　多田多恵子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年六月十日

大阪市北区西天満六丁目一番一二号瑞穂ビル六階　相続財産管理人　井上　計雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県北九州市若松区白山一丁目五二七番地、最後の住所福岡県北九州市若松区東小石町一三番一四号　被相続人　亡　久野　榮子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年六月十日

兵庫県加古川市東神吉町神吉八二三番地の一一　合名会社ディ技術コンサルタント　代表社員　土肥　明子

無縁墳墓等改葬公告

墓地整備のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁墓地として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十二年六月十日

一、墳墓等の名称　梅窓院墓苑　十二区H列四番　緒方家、八区L列九番　稲垣家

一、死亡者の本籍及び氏名　本籍不詳　池田クラ、渋谷区渋谷一丁目二番地　稲垣吉弘

一、改葬を行おうとする者　東京都港区南青山二丁目二六番三八号　宗教法人梅窓院　中島真成

無縁墳墓等改葬公告

適正な霊園管理のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出ください。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知ください。

平成二十二年六月十日

一　墳墓等所在地　静岡県駿東郡小山町大御神八八八番地の二

一　墳墓等の名称　冨士霊園

八区二号〇九一二番　勝俣家、十一区三号〇〇二五番　鈴木家、十三区三号〇六二六番　宮田家

一　死亡者の本籍及び氏名　各死亡者の本籍は不詳　八区二号〇九一二番　綿貫みつ、綿貫清太郎　十一区三号〇〇二五番　鈴木邦勅、鈴木正博、鈴木翔、鈴木ふみ子　十三区三号〇六二六番　小山冨美子

一　改葬を行おうとする者　静岡県駿東郡小山町大御神八八八番地の二　財団法人冨士霊園

日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年六月十日

福岡県北九州市小倉北区金田一丁目八番五号北九州法曹ビル二階―B　相続財産管理人　髙橋　直人

任意清算公告

当社は、平成二十二年四月三十日をもって解散し、会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十二年六月十日

兵庫県加古川市東神吉町神吉八二三番地の一一　合名会社ディ技術コンサルタント　代表社員　土肥　明子

無縁墳墓等改葬公告

墓地整備のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁墓地として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十二年六月十日

一、墳墓等の名称　冨士霊園

一　墳墓等所在地　静岡県駿東郡小山町大御神八八八番地の二

一　墳墓等の名称　冨士霊園

八区二号〇九一二番　勝俣家、十一区三号〇〇二五番　鈴木家、十三区三号〇六二六番　宮田家

一　死亡者の本籍及び氏名　各死亡者の本籍は不詳　八区二号〇九一二番　綿貫みつ、綿貫清太郎　十一区三号〇〇二五番　鈴木邦勅、鈴木正博、鈴木翔、鈴木ふみ子　十三区三号〇六二六番　小山冨美子

一　改葬を行おうとする者　静岡県駿東郡小山町大御神八八八番地の二　財団法人冨士霊園

宅地建物取引業保証協会弁済業務保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第64条の11第４項の規定により次のとおり公告します。

社団法人不動産保証協会（以下「保証協会」という。）の社員である下記の者と、宅地建物の取引を行ったことにより生じた債権につき、宅地建物取引業法第64条の８第１項の規定に基づき、弁済の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に同法施行規則第26条の５第１項に規定する認証申出書３通を保証協会に提出して下さい。なお、認証申出書の提出がないときは、下記の者に係る弁済業務保証金分担金は同人に返還されます。

東京都千代田区紀尾井町３番30号　社団法人不動産保証協会

平成22年６月10日

記

年度番号	商号又は名称	免許証番号	主たる事務所の所在地	営業保証金相当額
平22不保322	株式会社アムールアンドテラ	北海道知事石狩(5)5221	代表取締役　澁谷栄	1000万円
平22不保323	株式会社Nomy	北海道知事石狩(1)7489	代表取締役　野見山勉	北海道札幌市北区北十条西１―10―１　〃